

京都市告示第190号

地方自治法第260条の2第11項の規定に基づき、令和5年12月15日付けで認可した元津田町自治会について変更の届出があったため、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

令和6年6月4日

京都市長 松井 孝治

変更があった事項及びその内容

	変更前	変更後
代表者の氏名	徳山 清一	宮本 佳幸
代表者の住所	京都市伏見区向島津田町 202番地の2	京都市伏見区向島津田町 70番地4

(文化市民局地域自治推進室)